

ＪＲ海田市駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に基づく  
交通安全特定事業計画

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第３条の規定による基本方針及び第３６条の規定に基づき，また，ＪＲ海田市駅周辺地区交通バリアフリー基本構想に即して，ＪＲ海田市駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）
  - (1) 海田地区消防署から九十九橋南詰までについての道路の区間
    - ア 県道広島海田線（海田地区消防署先から海田変電所先まで）
    - イ 町道２３６号線（海田変電所先からひまわり大橋北詰まで）
    - ウ 県道海田市停車場線（ひまわり大橋北詰から海田市駅南口広場まで）
    - エ 町道２８８号線（海田市駅南口広場から大正通第２踏切先まで）
    - オ 県道府中海田線（大正通第２踏切先から九十九橋南詰まで）
  - (2) 海田川橋交差点から九十九橋北詰までについての道路の区間
    - ア 県道広島海田線（海田川橋交差点から明神橋西詰交差点まで）
    - イ 町道２号線（明神橋西詰交差点からひまわり大橋北詰まで）
    - ウ 県道海田市停車場線（ひまわり大橋北詰から九十九橋北詰まで）
  - (3) 大正通第１踏切先から海田市駅北口までについての道路の区間  
町道３１９号線（大正通第１踏切先から海田市駅北口広場まで）
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
  - (1) 海田地区消防署から九十九橋南詰までについての道路の区間  
町道２３６号線（海田変電所先からひまわり大橋北詰まで）
    - ア 実施事業内容  
ひまわり大橋南詰 道路標識の大型化
    - イ 実施予定期間  
平成２１年～平成２２年までの間
  - (2) 海田川橋交差点から九十九橋北詰までについての道路の区間  
県道広島海田線（海田川橋交差点から明神橋西詰交差点まで）
    - ア 実施事業内容
      - (ア) 海田川橋交差点 横断信号秒数の見直し
      - (イ) 海田窪町交差点 横断信号秒数の見直し
    - イ 実施予定期間  
平成２１年～平成２２年までの間

(3) 上記 1 , (1)(2)(3)の道路の区間

ア 実施事業内容

(ア) 歩道，横断歩道，バス停留所付近及び視覚障害者誘導用ブロック上等における違法駐車の指導取締り

(イ) 違法駐車行為の防止のための広報・啓発活動の実施

イ 実施予定期間

随 時

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 高齢者，身体障害者，地域住民等からの意見の聴取

上記事業の実施に当たっては，高齢者・身体障害者関連団体の代表者，地域住民，その他道路利用者等の意見聴取に努める。

(2) 関係機関との連携の強化

安芸郡海田町と定期的に事業の検討及び点検を行う。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の取締り，広報・啓発活動等の違法駐車行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して，重点的かつ計画的に実施する。